



# 能登半島地震被災者に 一時避難住戸を提供

豊中市は、1月19日（金）から市営住宅の空き住戸を能登半島地震で被災された方の一時避難住戸として提供します。使用期間は原則6カ月以内とし、家賃や敷金は免除します。申し込みは豊中市営住宅募集・管理センターで受け付けます。

本市は、このほかにも被災者に寄り添いながら支援を進めていきます。

## 市営住宅提供の概要

### 一時避難住戸

- ・ 受付期間 令和6年1月19日（金）から対象戸数に達するまで。先着順
- ・ 対象戸数 7戸
- ・ 間取り 1DK、2DK（世帯状況に応じ、市で決定）
- ・ 申込資格 能登半島地震により住宅が全壊・半壊の重大な被害を受け、引き続き当該住宅に居住することが困難な方
- ・ 使用開始日 申込手続き完了後、順次
- ・ 使用期間 原則使用開始日から6カ月以内まで（最長1年まで延長可）
- ・ その他 生活家電、家具、寝具などの生活用品の一部は市で備え付け

### 申し込み方法

- ・ 豊中市営住宅募集・管理センター（06-6858-2395）まで電話  
（平日8時45分～17時15分）

その後、メール・郵送などで、申込書ほか所定の様式を提出

### 申し込みに必要な物

- ① 災証明書（後日提出も可）
- ② 本人または同居予定者の方の本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証など）

#### 【報道機関からの問い合わせ先】

市営住宅に関する問い合わせ

都市計画推進部住宅課 担当：大竹、竹下

TEL:06-6858-2181 E-mail: [jutaku@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:jutaku@city.toyonaka.osaka.jp)

支援全般に関する問い合わせ

都市経営部経営戦略課 担当：田中、高橋、島

TEL:06-6858-2773 E-mail: [keiei@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:keiei@city.toyonaka.osaka.jp)